

No.

67

表査調議爭作小

過 經 事 項 求	原 因	地 主 關 係 團 體	場 所	(昭和十年五月分)			備 考
				關係人員	地 主 根 岸 英 太 郎 外 三 名	發 生 終 期 昭 和 十 年 五 月 二 十六 日	
土地返還要求	地主は昭和三年一反五俵三分三合四斗の十作科と必要の場合に何時何量も土地引上りを約し十作人は協同の結果此方至高作科を要する爲を以て固る。	小作人 根岸英太郎外三名	朝倉郡志波村字歸島	關係團體	小作人 日農九州同盟会 志波村支部	種類面積 田三反四畝大步	法財團 協調會福岡出張所
	地主は替地を有せず、房一反当り金十円の雜作料を以て解決せんとして五月六日仲介人を通じて十作人に於し会見を申入れた。十作人由之に被答へず、組合の指導を本め、田植期の切迫を前に事態深刻化の如きを察し、併し地主側は之を憂慮し更に五月十五日以降組合志波村支部幹部が次々訪問し、隣棲に勞ひたる結果、翌三十六日に至り同人の傘足に依りたる條件 只解決矣。						

結 果
先生八十九号と連絡と付拂ひ正相應考

一、昭和九年度十作米十五石三十石迄に完納すること。
二、昭和八年度十作米は昭和十年及土年の二十石半由年減償還とすること。
三十作田は從来本通り十作人に十作せらるること。